

# 役員等報酬規程及び、費用弁償規程

社会福祉法人仙台ばれっと福祉会

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人仙台ばれっと福祉会（以下「法人」という。）定款8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に挙げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）及び手数料等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として定款第21条に基づき、各年度の総額が300万円を超えない範囲内で報酬等を支給する。

2 常勤役員でこの法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている者に対しては、報酬等は支給しない。

ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

## (報酬等の額の決定)

第4条 非常勤理事長に対する報酬は、別記1「非常勤理事長の報酬」に定める額とする。

2 業務執行理事の報酬は、前項の「非常勤理事の報酬」を勘案して、別記2「業務執行理事の報酬」に定める額とする。

3 非常勤監事の報酬は、前項の「非常勤理事の報酬」を勘案して、別記3「非常勤監事の報酬」に定める額とする。

4 前項の規定に関わらず、役員及び評議員が理事会に出席した場合及び評議員会に出席した場合は、別記4に準じて報酬を支払うことができる。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務執行に伴い負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、理事会及び評議員会へ出席等の業務に要する旅費(交通費、宿泊費)を、在住所に応じて別記5に準じ、支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 非常勤役員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、令和3年8月21日から施行し、令和3年8月30日から適用する。

附則 この規程は、令和5年6月17日から改定施行する。

附則 この規程は、令和5年11月18日から改定施行する。

#### 別記1

常勤理事長の報酬	月額 100,000 円
----------	--------------

#### 別記2

業務執行理事の報酬	月額 50,000 円
-----------	-------------

#### 別記3

非常勤監事の報酬	内部監査等 一人一律 12,000 円
----------	---------------------

#### 別記4

理事会出席報酬等	日額 6,000 円
評議員会出席報酬等	日額 6,000 円

#### 別記5

宮城県内在住	交通費 1,000 円
宮城県外在住	交通費実費額を支給 ①鉄道賃：運賃の実費 ※特別車両料金(新幹線のグリーン車等)については、特別車両に乘車しなければならない合理的な理由があると認められた場合のみ、支給する。
	②車賃：運賃、高速道路・有料道路通行料の実費 ※自家用車を使用した車賃は1kmあたり18円を支給する(名簿に記載がある住所を起算とする)
	③航空賃：運賃の実費 ※旅客運賃はエコノミークラスの運賃とし、座席指定料金については、座席指定をしなければならない合理的な理由があると認められた場合のみ、支給する。
宿泊の場合	宿泊料 10,000 円支給